



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 工事名

平成18年度長野県防災行政無線美ヶ原中継所施設改修工事

(2) 工事箇所名

松本市大字入山辺美ヶ原国有林246ル林小班、上田市武石大字上本入焼山国有林1159ハ林小班 美ヶ原中継所

(3) 工事内容

仕様書のとおり

(4) 履行期限

平成18年11月30日

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱(昭和60年7月30日付け60監第288号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けた者のうち、長野県建設工事等入札制度合理化対策要綱(昭和39年2月18日付け39監第109号)第2第1項に規定する資格総合点数(建築工事一式に係るものに限る。)が732点以下の者であること。

(4) 有効な経営事項審査を有している者であること。

(5) 長野県発注の他の工事において、長野県建設工事標準請負契約約款(平成8年2月27日付け7監第487号)第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造請求」を受けていない者であること。

(6) 長野県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱(平成15年4月1日付け15会検第1号)第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

(7) 長野県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後長野県建設工事標準請負契約約款第31条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。

(8) 長野県発注の他の工事の入札において、長野県会計局公正入

札委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(9) 松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡又は北安曇郡内に事業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理局消防チーム

電話 026(235)7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年8月31日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年8月28日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

要します。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消防チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出すことができます。

平成18年 8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

権堂駅前ビル

長野市大字鶴賀字腰巻2196-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

長野電鉄株式会社

長野市権堂町2201

株式会社ヴォーグ

長野市権堂町2219

3 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7	7
出口	7	7
合計	14	14

位置は届出書に添付された図面のとおりに

4 変更した年月日

平成17年 9月28日

5 届出年月日

平成18年 7月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年 8月21日から平成18年12月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県長野地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成18年 8月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成18年 9月11日(月) 午後 1時30分から

(2) 場所 ノルテながの(吉田総合市民センター) 3階大教室
長野市吉田三丁目22-41

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案

長野都市計画道路 3・6・9号北長野通り

平成12年長野県告示第400号の土地の区域のうち、長野市吉田三丁目の一部を変更します。(別紙素案のとおり)

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成18年 9月 8日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成18年 9月 4日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画チーム、長野県長野建設事務所整備チーム又は長野市都市整備部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。